

1. 開会	
林部会長	<p>出席予定の委員の皆様が全員お揃いになっておりますので、ただ今より、「第5回専門部会」を開催いたします。</p> <p>出欠状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
池田指導官	<p>本日は、専門部会委員9名のうち、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名、計9名全員の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく専門部会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
2. 部会長挨拶	
林部会長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>委員の皆様方には、早朝よりお忙しい中、先週に引き続きまして、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>前回まで繰り返し個別協議を行っていただきましたが、結審には至っておりません。</p> <p>本日この専門部会において結審し、部会報告書の決定までを予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局より事務連絡等よろしく申し上げます。</p>
木場室長	<p>（全国の答申状況にかかる報告）</p>
3. 議題	
(1) 長崎県最低賃金の改正について	
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。</p> <p>前回まで協議いただいておりますが、発効日等も含め、意見の一致がみられないということで、継続審議となっております。</p> <p>当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望しますが、本日、全会一致に向けて、労使双方からご意見の提示をいただければと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からご意見をお願いします。</p>

種村委員	前回同様、84円という金額に変わりありません。発効日についても、早期発効ということで申し上げておきます。以上です。
林部会長	ありがとうございます。 その他の労働者側委員から補足意見等よろしいでしょうか。
労働者側委員	<補足意見等なし>
林部会長	次に、使用者側委員からご意見をお願いします。
峯下委員	全国の状況を見ても、使用者側として苦渋の決断で対応せざるを得ない状況が多くみられますので、個別協議の中で相談させていただきたいと思えます。
林部会長	ありがとうございます。その他の使用者側委員から補足等よろしいでしょうか。
使用者側委員	<補足等意見なし>
林部会長	現在のところ、全会一致にはなってございませんので、この後個別協議に入りたいと思えますが、本日意見の一致がみられなかった場合は、公益見解を示させていただいて採決を行いたいと思えます。 また、その結果を速やかに本審あて専門部会報告書として提出し、本審にて審議をお願いしたいと思えます。 それでは、個別協議に入りたいと思えます。 先に、労働者側委員との協議を行ってよろしいでしょうか。
峯下委員	はい。
林部会長	使用者側委員の皆様は、別室でお待ちください。
池田指導官	今から個別協議に入りますので、傍聴の方は控室へご案内します。
使用者側委員	<退室>  これより

<p>労働者側委員</p> <p>林部会長</p> <p>峯下委員</p>	<p style="text-align: center;">【 公・労 協 議 公・使 協 議 を 行 う。 】</p> <p>&lt;個別協議終了、全体協議を再開&gt;</p> <p>&lt;入室&gt;</p> <p>大変お待たせいたしました。 ただ今より、全体会を再開させていただきます。 これまでの個別協議の結果や検討を加えまして、公益委員見解を申し上げ、採決という形で進めさせていただきたいと思えます。 先に、公益委員見解の理由を申し述べまして、その後に金額と発効日についてお伝えしたいと思えます。 「令和7年度の長崎県最低賃金については、最低賃金法第9条による労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払い能力が反映されている賃金改定状況調査結果第4表を基本とし、中央最低賃金審議会目安Cランク64円、長崎県における消費者物価指数、長崎県における価格転嫁の遅れ、引き上げた場合の影響率、地域間格差の是正等を総合的に勘案した。 また、労使それぞれの委員より提出されている、生産性向上、価格転嫁等に係る政府への多くの要望がなされていることから、部会報告書に含めるものとする。」 それでは、具体的な金額と発効日についてお伝えいたします。 長崎県最低賃金の金額については、「78円引上げて、1,031円」を提示いたします。 また、発効日につきましては、「令和7年12月1日の指定日発効」といたします。 このような状況で、公益委員見解をまとめたところでございます。 この後、多数決により採決したいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>使用者側委員です。 審議を尽くしましたが、ただ今提出された公益委員の見解に対する採決については、反対の意思を強く表すために退席させていただきます。</p>
---------------------------------------	--

<p>使用者側委員</p>	<p>&lt;退席&gt;                  ※なお、審議会事務局は、（部会長の意向を受けて）退席を思い止まるよう退席する委員を説得したが、応じて頂けなかった。</p>
<p>林部会長</p>	<p>それでは、採決に入ります。                  長崎県最低賃金の金額は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」                  また、発効日は「令和7年12月1日とする。」このことに、賛成の方、挙手をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;挙手&gt;</p>
<p>林部会長</p>	<p>ありがとうございました。                  それでは、長崎県最低賃金の金額は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」また、発効日は「令和7年12月1日とする。」このことに、反対の方、挙手をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;挙手なし&gt;</p>
<p>林部会長</p>	<p>それでは、ただ今の採決につきまして、事務局より結果の報告をお願いします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>採決の結果をご報告します。                  採決の際の委員の出席は、部会長を含めて6名でございました。                  部会長は、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、可否同数のときに決裁権を持っていることから委員として評決に加わらないとされ、採決につきましては、部会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。                  その結果、採決の基礎数は5名。                  賛成が5名、反対が0名。                  よって、賛成多数となりましたことをご報告いたします。</p>
<p>林部会長</p>	<p>公益委員見解につきまして、採決の結果、賛成5名、反対0名で、長崎県最低賃金の金額は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」また、発効日は「令和7年12月1日とする。」このことが、専門部会で決定いたしました。                  この結果を、本審に報告したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>

各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
林部会長	<p>それでは、金額審議が終了しましたので、本審への「専門部会報告書」について、審議をお願いしたいと思います。</p> <p>つきましては、ただ今から「専門部会報告書」の案を準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>&lt;専門部会報告書準備&gt;</p>
木場室長	<p>「専門部会報告書」（案）につきまして、説明いたします。</p> <p>専門部会におきましては、8月4日中央最低賃金審議会において地域別最低賃金の目安答申がなされた後、労働者側委員および使用者側委員の皆様方それぞれのお立場から議論を交わしていただきました。</p> <p>その上で、最終的には公益委員見解をお示しいたしまして、採決の結果、多数決によりましてこの報告書の2枚目、別紙に記載されていますように、現行の最低賃金を「78円引上げて、1時間1,031円とする。」との結論に至ったところでございます。</p> <p>効力発生の日につきましては、令和7年12月1日として「指定日発効」となります。</p>
林部会長	<p>ただ今、ご説明いただいた「専門部会報告書」（案）についてですが、何か修正すべき点、ご意見等はございませんか。</p>
各委員	<p>&lt;意見等なし&gt;</p>
林部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この内容で本審に部会報告することといたします。</p> <p>次に、今後の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
木場室長	<p>今後の予定についてご説明いたします。</p> <p>ただ今、専門部会において結審がなされましたので、この後11時30分頃より第3回本審を開催しまして、専門部会報告、本審における採決、答申をいただく予定としております。</p> <p>本審が終わりましたら、当日より審議会意見に関する公示を行い、15日間異議申し出を受け付けますと、異議申し出締切日が9月17日（水）となりますので、この間に異議申し出があった場合には、異議申し出締切日の翌開庁日である9月18日（木）の午前9時00分から、第4回本審（異議審）を開催したいと思います。</p>

<p>林部会長</p>	<p>異議審の終了後、官報公示等の事務諸手続き等を経まして、指定発効日である12月1日（月）の発効となります。 今後、このような流れで手続きを進めていきたいと思います。</p> <p>はい。ありがとうございました。 それでは、専門部会は本日をもって結審となります。 この後、当会議室におきまして、第3回長崎地方最低賃金審議会本審が開催されます。 そこで答申が行われる予定ですので、よろしくお願いいたします。 なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員をそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 長時間に渡りまして、真摯なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。 これで専門部会を閉会します。お疲れさまでした。</p>
-------------	--